

CRM-03：身体的拘束の実施率

1. 計測の意義

身体的拘束は、制限の程度が強く、また、二次的な身体的障害を生ぜしめる可能性もあるため、代替方法が見出されるまでの間のやむを得ない処置として行われる行動の制限であり、できる限り早期に他の方法に切り替えるよう努めなければならないものとされています。施設や医療機関などで、患者を、「治療の妨げになる行動がある」、あるいは「事故の危険性がある」という理由で、安易にひもや抑制帯、ミトンなどの道具を使用して、患者をベッドや車椅子に縛る等の身体的拘束は慎むべきものです。

CRM-03：身体的拘束の実施率

2. 計測対象期間

計測対象期間

提出期限(予定)

24年10月1日～12月31日 (3か月分)

7月31日(木)*

25年1月1日～3月31日 (3か月分)

25年4月1日～5月31日 (2か月分)

26年1月16日(金)

25年6月1日～9月30日 (4か月分)

*7月31日までにご提出が難しい場合は、26年1月16日までにまとめてご提出ください。

CRM-03：身体的拘束の実施率

3. 指標定義・使用データ (DPC様式1)

<定義・計算式>

$$\text{計測値(\%)} = \frac{\text{分母のうち、身体的拘束日数の総和}}{\text{退院患者の在院日数の総和}} \times 100$$

<使用するデータ>

DPC様式1	DPC様式3	入院EF統合 ファイル	外来EF統合 ファイル	サーベイランス	その他
○					

CRM-03：身体的拘束の実施率

4. 計測手順 (DPC様式1)

1) 分母

手順	使用データ	参照する変数	作業
1	様式1	A000030-1 退院年月日	計測対象期間に退院した患者を抽出する。
2	様式1	<ul style="list-style-type: none"> A000030-1 退院年月日 A000020-1 入院年月日 	<p>1の患者の在院日数※の総和を分母とする。 ※在院日数 = 退院年月日 - 入院年月日 + 1</p> <p>なお、在院日数を親様式1の「様式1開始日」「様式1終了日」を用いて算出してもよい。</p>

2) 分子

手順	使用データ	参照する変数	作業
1	様式1	A004050-2 身体的拘束日数*1	分母のうち、身体的拘束日数*1の総和を分子とする。

*1 同一日に複数回の身体的拘束及び解除が繰り返されても、1日として日数単位で記入すること。

CRM-03：身体的拘束の実施率

4. 計測手順（補足）

身体的拘束とは、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限を指す。

Q：身体的拘束は具体的にどのような行為か。

A：身体的拘束は、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限であり、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る等はすべて該当する。ただし、移動時等に、安全確保のために短時間固定ベルト等を使用する場合には、使用している間、常に、職員が介助等のため、当該患者の側に付き添っている場合に限り、該当しないものとして取り扱うこと。

(2025年度「DPCの評価・検証等に係る調査（退院患者調査）」実施説明資料」より引用)

CRM-03：身体的拘束の実施率

5. よくある質問(FAQ)：DPCデータで計測する場合

最新の「よくある質問(FAQ)」は、オフィシャルサイト(https://jq-qiconf.jcqhc.or.jp/event/kashika_project_2025/#faq)にて随時更新・掲載します。指標ごとのFAQに加え、全指標共通のFAQも掲載していますので、あわせてご参照ください。

管理番号	質問(Q)		回答(A)	更新日
TN250915	分母	対象患者は精神科や小児病棟、NICUの入院患者も含むのか。	DPCデータを用いて計測する場合の対象範囲は、DPC退院患者調査の調査仕様に準拠しています。当該指標は様式1を用いて計測しますので、「2025年度DPCの評価・検証等に係る調査（退院患者調査）実施説明資料」の「様式1（1）対象範囲」をご確認ください。	25.05.14
TN250926	分母	様式1を用いて計測する場合、計測対象期間に退院した患者が対象となるが、入院日が計測対象期間よりも前の患者も対象になるという理解でよいか。その場合、分母は、計測対象期間前の入院期間も含めた在院日数、分子は計測対象期間前の入院期間に実施した身体的拘束も含めた実施日数という理解でよいか。	様式1を用いた計測では、計測対象期間に退院した患者（入院日は問わない）が対象です。したがって入院日が計測対象期間前の患者の場合、ご認識のように、計測対象期間前の入院期間も含めて計測します。	25.05.14
TN250948	分子	身体的拘束にあたる行為の一覧表のようなものがあれば頂きたい。	<p>該当行為の一覧表は作成しておりません。詳細は以下をご参照ください。</p> <p>○ 参考：DPCの評価・検証等に係る調査（退院患者調査）実施説明資料 A004050 身体的拘束 Q&A https://www01.prrism.com/dpc/2025/file/set_umei_20250401.pdf#page=68</p>	25.05.14

CRM-03：身体的拘束の実施率

6. 参照値 (24年度可視化プロジェクト計測結果：24年6-9月・様式1)

	全施設	200床未満	200床～399床	400床～599床	600床以上
施設数	212	60	65	56	31
平均値	6.62	8.76	6.23	5.77	4.81
最大値	75.71	75.71	31.64	22.19	18.18
75 th -センチル	9.23	11.49	8.71	8.89	5.39
中央値	4.58	4.69	4.18	4.56	4.60
25 th -センチル	2.03	1.69	2.21	2.33	2.23
最小値	0.00	0.00	0.03	0.14	0.09

CRM-03：身体的拘束の実施率

7. 参考資料

2025年度DPCの評価・検証等に係る調査（退院患者調査）実施説明資料

https://www01.prrism.com/dpc/2025/file/setumei_20250401.pdf#page=68